

令和2年度事業計画

1. 基本方針

国は高齢社会の進行に対応し、高年齢者雇用安定法の一部改正により、定年制の延長や年金支給開始年齢の引き上げ、医療保険等の負担増など高年齢者を取り巻く社会・経済状況も大きく変化してきております。

こうした環境において、高年齢者が生涯現役として様々な形で社会参加することが強く望まれており、高齢者が一方的に介護、援助されるのではなく、地域社会の労働力として社会に参加し、生き生きと働いたり活動したりすることによって、社会参加や地域に貢献することが必要とされ、高年齢者に就業の機会を提供することや、様々な社会活動を通じて地域との結びつきの確保と提供はセンターの重要な役割です。

今後は、これまで以上に高年齢者の活動を支える就業の場所としてシルバー人材センターは、重要な役割を担ってきております。

こうした中、センターの理念である「自主・自立、共働・共助」を基本に、会員及び役職員が一丸となり、就業機会の拡大と、会員増強の促進に努め、安全就業対策の強化を図り、地域に親しまれ、信頼されるシルバー人材センターを目指し、事業の推進に向けて取り組んで参ります。

2. 事業実施計画

(1) 事業の普及啓発活動と就業機会の拡大

- ① 会員及び役職員が一体となり、事業の普及啓発の活動として、チラシやパンフレットの配布、町広報や各機関への情報提供等事業の普及に努めます。
- ② 社会貢献活動として「ボランティア活動日」を定め公共施設等の清掃・草刈作業を実施する。
- ③ 既存の発注者への継続受注の確保を図るとともに、公共、民間事業所、一次産業など地域密着型業務の受注獲得へ向けて取り組みます。
- ④ 派遣事業の実施を推進し、対象拡大を検討して参ります。

(2) 会員の入会促進

会員の増強は高齢化による厳しい環境にありますが、会員の口コミ勧誘、チラシ・パンフレットの配布、各関係機関誌を通して啓蒙宣伝に努め、就業意欲のある会員の入会促進を図る。又、女性会員に適した業務も取り入れながら、入会率を高める取り組みも推進します。

(3) 安全就業と適正就業の推進

安全就業対策はシルバー事業遂行の根幹をなすもので、継続的に組織を挙げて安全対策の一層の推進を図らなければならない大変重要

な課題であります。作業別安全・適正就業基準を遵守し、会員自らの健康や身体機能を良く知って、病気や事故の予防と健康の維持に努めることが重要であります。

- ① 植木の剪定作業や、刈払機による草刈作業での安全带・ヘルメット着用を徹底するなど最重点として安全対策に努めます。
- ② 「作業別安全就業基準」の遵守し、「安全パトロール」の実施と安全就業の指導に努めます。
- ③ 年に一度は健康診断を受けるよう、町が実施する健康診断の受診を奨励します。
- ③ センターの就業は「公平な就業」と「適正な就業」が基本であり、民間企業業務を圧迫することなく、会員の適正な就業機会拡大に努めます。

(4) ボランティア活動の実施

公益社団法人として活動するためには、より地域と連携し、街づくりに、貢献する活動が求められますので、センター事業に対する地域住民の理解と協力を得るために、清掃奉仕や公園美化などの奉仕活動を積極的に行い、社会参加を促進して参ります。

(5) 就業に必要な知識、技能の向上

センター主催の講習を行います。

剪定講習、冬囲い作業

(6) 関係機関団体等との協力連携

余市町及び各関係機関と密接に連携し、適正な事業運営に努めます。

3. 令和2年度事業目標

- | | |
|----------|--------------|
| ① 会員数 | 125人（内女性30人） |
| ② 受注契約金額 | 55,100千円 |
| ③ 就業率 | 90% |